

国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 檢察庁法の一部改正部分の修正

一 年齢が六十三年に達した検事正の補職制限の特例に関する規定等の削除

1 年齢が六十三年に達した検事正又は上席検察官について、引き続き当該検事正又は上席検察官に、年齢が六十三年に達した日において占めていた職を占めたまま勤務させることができる旨の規定等を削ること。

（第九条第二項から第七項まで及び第十条第二項関係）

2 年齢が六十三年に達した次長検事又は検事長について、引き続き当該次長検事又は検事長に、年齢が六十三年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま勤務させることができる旨の規定等を削ること。

（第二十二条第五項から第八項関係）

二 定年による退職の特例に関する国家公務員法の規定を検察官に適用する規定の削除等

1 定年による退職の特例に関する国家公務員法の規定を検察官に適用する検察庁法の規定を削ること。

（第二十二条第二項、第三項及び第八項関係）

2 檢察官については、定年による退職の特例に関する国家公務員法の規定を適用しない旨を明記すること。

（第二十二条新第三項関係）

第二 附則部分の修正

- 1 この法律による改正前の国家公務員法（以下「旧国家公務員法」という。）の規定により勤務を延長した検察官については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにこの法律による改正後の検察庁法に規定する定年に達しているときは、施行日に退官すること。

（附則第三条新第七項関係）

- 2 旧国家公務員法の規定により勤務を延長した検察官であつて、施行日の前日までに年齢が六十三年に達している検事正又は上席検察官の職を占める職員（1の検察官を除く。）は、施行日に他の職に補せられるものとすること。

（附則第三条新第十二項関係）

- 3 旧国家公務員法の規定により勤務を延長した検察官であつて、施行日の前日までに年齢が六十三年に達している次長検事又は検事長の官及び職を占める職員（1の検察官を除く。）は、施行日に検事に任命されるものとすること。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。